

# 資料編



地方公営企業、地方公社及び第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。（「地域再生に向けた地方財政改革についての意見」（平成25年6月5日付け地方財政審議会意見））

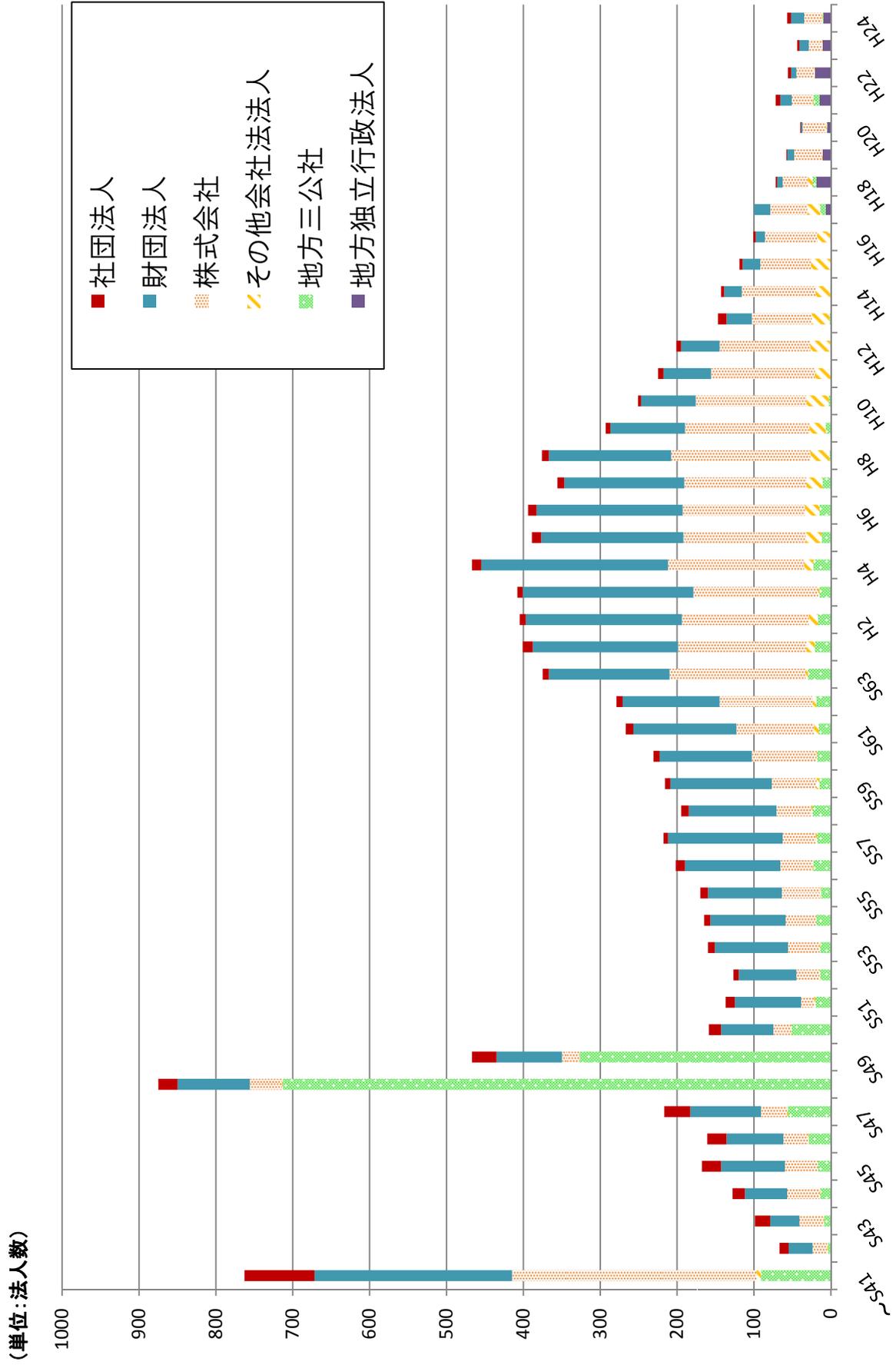
＜地方公社及び第三セクターの規模と業務＞（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」より）

○法人数	8,056法人（平成25年3月31日）
○出資総額	約 6兆6,745億円（うち、地方公共団体出資額 約4兆6,526億円）（同上）
○役員数	30万1,481人（同上）
○経常収入	約 5兆9,075億円（法人の平成24年度決算）
○資産総額	約 27兆4,236億円（同上）

※1 「法人数」「出資総額」及び「役員数」は、地方公共団体が出資する法人（社団・財団・会社法人）、地方三公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）及び地方独立行政法人について計上（特別法で設置されている法人や広範囲で活動する金融機関、電力会社・ガス会社等を除く。）

※2 「経常収入」及び「資産総額」は地方公共団体が25%以上出資している法人及び財政的支援を受けている法人のみ計上。

# 第三セクター等の設立数の推移



## 第三セクター等の法人数・出資額

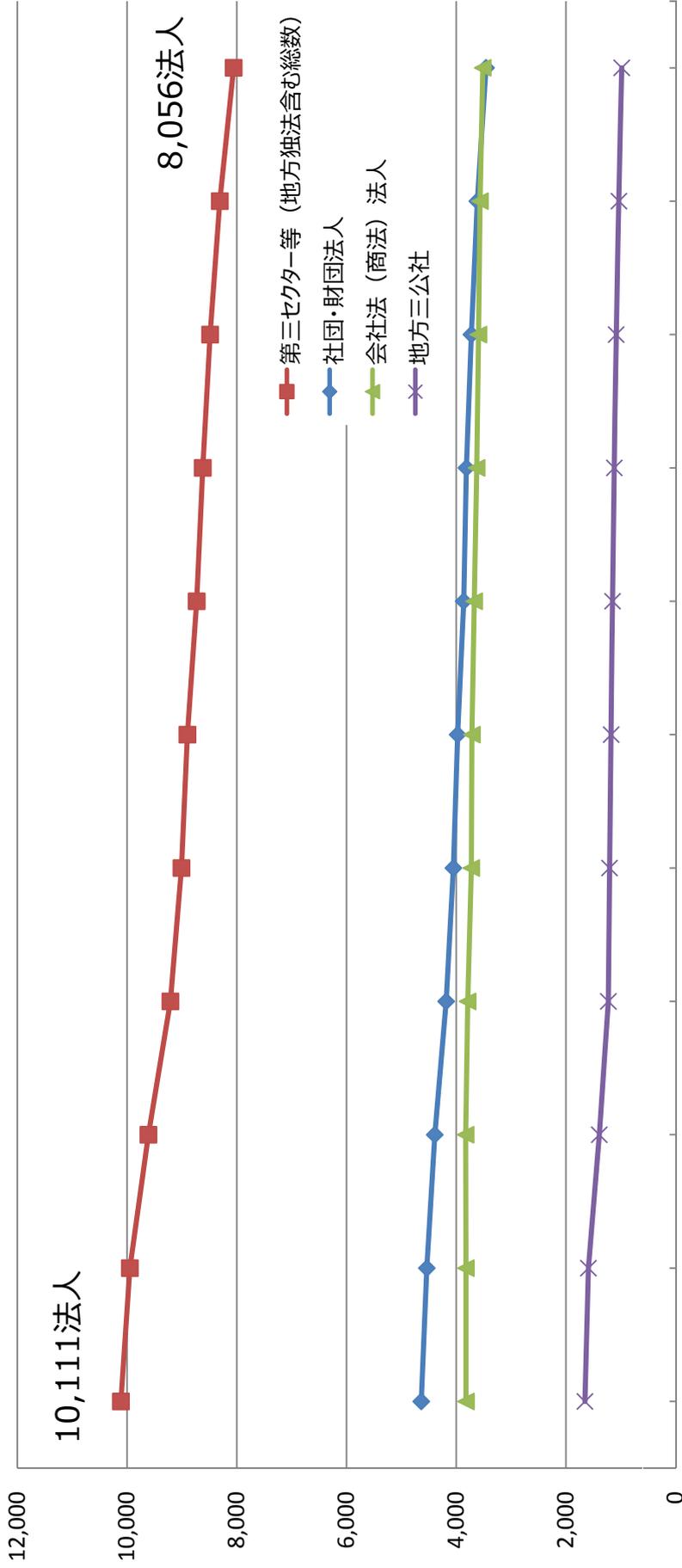
(単位：百万円)

区分	25年度調査			24年度調査		
	法人数	出資総額	うち地方公共団体等出資額	法人数	出資総額	うち地方公共団体等出資額
第三セクター	6,971	4,259,034	2,237,126	7,181	4,111,498	2,146,778
社団法人・財団法人	3,456	1,098,060	748,507	3,616	1,159,721	791,139
会社法人	3,515	3,160,974	1,488,618	3,565	2,951,777	1,355,639
地方三公社	981	1,136,252	1,136,252	1,033	1,157,187	1,157,187
地方住宅供給公社	49	2,570	2,570	51	2,060	2,060
地方道路公社	36	1,125,491	1,125,491	38	1,146,465	1,146,465
土地開発公社	896	8,190	8,190	944	8,662	8,662
第三セクター及び地方三公社	7,952	5,395,285	3,373,377	8,214	5,268,685	3,303,965
地方独立行政法人	104	1,279,198	1,279,198	94	1,235,370	1,235,370
総計	8,056	6,674,483	4,652,575	8,308	6,504,055	4,539,336

※平成25年3月31日現在（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。

※表の社団法人・財団法人及び会社法人は、地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人である。

## 第三セクター等の数の推移



(単位：法人数)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
第三セクター等	10,111	9,947	9,609	9,208	9,007	8,899	8,729	8,618	8,484	8,308	8,056
うち社団・財団法人	4,636	4,534	4,390	4,183	4,051	3,973	3,863	3,813	3,723	3,616	3,456
うち会社法 (商法) 法人	3,821	3,823	3,827	3,790	3,724	3,713	3,672	3,626	3,594	3,565	3,515
地方三公社	1,654	1,590	1,392	1,227	1,205	1,175	1,150	1,117	1,084	1,033	981
地方独立行政法人	0	0	0	8	27	38	44	62	83	94	104

※各年度3月31日現在（「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。  
 ※表の社団法人・財団法人及び会社法人は、地方公共団体が出資又は出えんを行っている法人である。

(各業務分野の分類)

業務分野	分類
地域・都市開発	①土地開発公社、②土地開発等の業務を行う法人、③住宅団地・工業団地造成事業等を行う法人、④土地区画整理協会、⑤公園協会、⑥ステーションビル、⑦土木工事の設計監理業務を行う法人、⑧都市計画の調査を行う法人 等
住宅・都市サービス	①地方住宅供給公社、②住宅サービス公社、③住宅協会、④建築士協会、⑤建築技術センター、⑥ガス供給会社、⑦熱供給公社 等
観光・レジャー	①観光開発公社、②観光物産振興公社、③観光振興公社、④観光バス会社、⑤レジャー施設の管理運営を行う法人 等
農林水産	①農地保有合理化法人、②農産物安定基金協会、③造林公社、④畜産公社、⑤漁業公社、⑥家畜畜産物衛生指導協会、⑦牛乳検査協会、⑧農業後継者育成協会、⑨緑化センター、⑩農業（林業・漁業）信用基金協会、⑪林業従事者退職金共済基金、⑫水産公害対策基金、⑬第一次産業活用村、⑭ワイン製造会社、⑮農林水産関係の特産品の製造・販売・宣伝等を行う法人、⑯農産物・畜産物・水産物の流通業務を行う法人 等
商工	①中小企業振興公社、②地場産業振興センター、③高度技術振興財団（テクノポリス開発機構等）、④工業技術振興協会、⑤中小企業情報センター、⑥コンベンションビューロー、⑦中小企業会館、⑧産業展示館、⑨工業材料分析センター、⑩産業振興基金、⑪国際貿易センター、⑫特産品の製造・販売・宣伝等を行う法人（農林水産関係の特産品に関するものを除く） 等
社会福祉・保健医療	①国民年金福祉協会（国民年金保養センターの受託運営）、②大規模年金保養基地の受託運営を行う法人、③勤労者いこいの村の管理運営を行う法人、④環境衛生指導センター、⑤長寿社会振興財団、⑥高齢者問題研究協会、⑦高齢者問題研究所、⑧アイバンク・腎バンク、⑨社会福祉基金、⑩交通事故被災者援護協会、⑪検診センター、⑫救急医療情報センター、⑬医学総合研究所、⑭民間社会福祉施設職員共済財団、⑮シルバー人材センター、⑯労働者福祉協会 等
生活衛生	①水道サービス協会、②下水道公社、③一般廃棄物（ゴミ、し尿等）及び産業廃棄物の処理を行う法人、④ゴミの減量・リサイクルの推進を行う法人 等
運輸・道路	①地方道路公社、②フェリーふ頭公社、③高速道路協会、④空港ターミナルビル、⑤鉄道、⑥モノレール、⑦流通ターミナル、⑧駐車場公社 等
教育・文化	①埋蔵文化財センター、②私学振興協会、③育英奨学会、④体育協会、⑤生涯学習協会、⑥交響楽団、⑦市民会館等の管理等を行う法人 等
公害・自然環境保全	①公害防止協会、②自然保護財団、③緑の基金 等
情報処理	①電子計算機センター、②流通業務サービス協会 等
国際交流	①国際交流協会、②国際交流基金 等
その他	①庁舎・職員会館の管理を行う法人、②行政情報センター、③消防協会、④暴力団追放県民センター、⑤テレビ放送会社（ケーブルテレビ会社を含む）、⑥シンクタンク（都市計画等特定の目的・業務を持つものを除く） 等

# 第三セクター等の経常損益の状況

(単位：百万円)

区分	25年度調査		24年度調査	
	法人数	構成比	金額	構成比
第三セクター一計	5,705	60.1%	127,621	60.1%
(黒字法人)	3,429	39.9%	190,924	39.9%
(赤字法人)	2,276		▲ 63,303	
社団法人・財団法人	3,227		19,630	
(当期正味財産増加法人)	1,691	52.4%	54,670	53.8%
(当期正味財産減少法人)	1,536	47.6%	▲ 35,040	46.2%
会社法人	2,478		107,992	
(経常黒字法人)	1,738	70.1%	136,254	68.5%
(経常赤字法人)	740	29.9%	▲ 28,262	31.5%
地方三公社	978		41,357	
(経常黒字法人)	543	55.5%	52,544	54.0%
(経常赤字法人)	435	44.5%	▲ 11,187	46.0%
地方住宅供給公社	47		21,837	
(経常黒字法人)	31	66.0%	26,382	58.0%
(経常赤字法人)	16	34.0%	▲ 4,544	42.0%
地方道路公社	36		8,916	
(経常黒字法人)	33	91.7%	9,217	86.8%
(経常赤字法人)	3	8.3%	▲ 301	13.2%
土地開発公社	895		10,605	
(経常黒字法人)	479	53.5%	16,946	52.5%
(経常赤字法人)	416	46.5%	▲ 6,341	47.5%
第三セクター一及び 地方三公社	6,683		168,979	
(経常黒字法人)	3,972	59.4%	243,468	59.2%
(経常赤字法人)	2,711	40.6%	▲ 74,489	40.8%
地方独立行政法人	104		37,507	
(経常黒字法人)	96	92.3%	38,537	89.4%
(経常赤字法人)	8	7.7%	▲ 1,030	10.6%
総計	6,787		206,485	
(黒字法人)	4,068	59.9%	282,005	59.6%
(赤字法人)	2,719	40.1%	▲ 75,520	40.4%

※表の社団法人・財団法人及び会社法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

※平成24年度末直近の決算による（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。

## 第三セクター等の純資産又は正味財産の状況

(単位：百万円)

区分	全体法人数	25年度調査			全体法人数	24年度調査		
		法人数	構成比	純資産額 又は 正味財産額		法人数	構成比	純資産額 又は 正味財産額
第三セクター計	5,705	5,456	95.6%	4,867,155	5,916	5,645	95.4%	4,806,501
		249	4.4%	▲ 180,715		271	4.6%	▲ 179,748
社団法人・財団法人	3,227	3,181	98.6%	2,441,294	3,387	3,321	98.1%	2,481,708
		46	1.4%	▲ 49,857		66	1.9%	▲ 21,721
会社法人	2,478	2,275	91.8%	2,425,860	2,529	2,324	91.9%	2,324,793
		203	8.2%	▲ 130,858		205	8.1%	▲ 158,027
地方三公社	978	913	93.4%	2,169,058	1,031	947	91.9%	2,181,049
		65	6.6%	▲ 90,247		84	8.1%	▲ 110,097
地方住宅供給公社	47	41	87.2%	624,624	50	42	84.0%	606,825
		6	12.8%	▲ 17,131		8	16.0%	▲ 19,490
地方道路公社	36	34	94.4%	1,168,705	38	35	92.1%	1,187,342
		2	5.6%	▲ 789		3	7.9%	▲ 1,301
土地開発公社	895	838	93.6%	375,728	943	870	92.3%	386,882
		57	6.4%	▲ 72,327		73	7.7%	▲ 89,306
第三セクター及び地方三公社	6,683	6,369	95.3%	7,036,213	6,947	6,592	94.9%	6,987,550
		314	4.7%	▲ 270,962		355	5.1%	▲ 289,845
地方独立行政法人	104	103	99.0%	1,276,021	94	93	98.9%	1,212,004
		1	1.0%	▲ 297		1	1.1%	▲ 298
総計	6,787	6,472	95.4%	8,312,233	7,041	6,685	94.9%	8,199,554
		315	4.6%	▲ 271,259		356	5.1%	▲ 290,143

※表の社団法人・財団法人及び会社法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

※平成24年度末直近の決算による（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。

## 第三セクター等に対する地方公共団体の補助金交付の状況

(単位：百万円)

区分	25年度調査					24年度調査				
	全体 法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比		全体 法人数	補助金 交付該当 法人数	経常収益 へ計上し ている法 人数	構成比	
				経常収益 計上法人 構成比	交付額				経常収益 計上法人 構成比	交付額
第三セクター計	5,705	2,598	2,412	45.5%	248,267	5,916	2,682	2,507	45.3%	269,689
社団法人・財団法人	3,227	2,039	2,022	63.2%	212,389	3,387	2,106	2,088	62.2%	224,485
会社法法人	2,478	559	390	22.6%	35,878	2,529	576	419	22.8%	45,204
地方三公社	978	232	228	23.7%	51,965	1,031	253	246	24.5%	35,841
地方住宅供給公社	47	26	25	55.3%	10,076	50	29	29	58.0%	11,237
地方道路公社	36	15	15	41.7%	23,897	38	17	15	44.7%	11,847
土地開発公社	895	191	188	21.3%	17,992	943	207	202	22.0%	12,757
第三セクター及び地方三公社	6,683	2,830	2,640	42.3%	300,232	6,947	2,935	2,753	42.2%	305,529
地方独立行政法人	104	101	101	97.1%	244,985	94	92	92	97.9%	283,353
総計	6,787	2,931	2,741	43.2%	545,216	7,041	3,027	2,845	43.0%	588,882
					506,292					533,708

※表の社団法人・財団法人及び会社法法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

※平成24年度末直近の決算による（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。

## 第三セクター等に対する地方公共団体の貸付金の状況

(単位：百万円)

区分	25年度調査			24年度調査		
	全体 法人数	地方公共団体からの借入状況		全体 法人数	地方公共団体からの借入状況	
		借入法人数	構成比		借入法人数	構成比
第三セクター一計	5,705	531	9.3%	5,916	560	9.5%
社団法人・財団法人	3,227	255	7.9%	3,387	273	8.1%
会社法人	2,478	276	11.1%	2,529	287	11.3%
地方三公社	978	304	31.1%	1,031	337	32.7%
地方住宅供給公社	47	22	46.8%	50	25	50.0%
地方道路公社	36	20	55.6%	38	22	57.9%
土地開発公社	895	262	29.3%	943	290	30.8%
第三セクター及び地方三公社	6,683	835	12.5%	6,947	897	12.9%
地方独立行政法人	104	44	42.3%	94	38	40.4%
総計	6,787	879	13.0%	7,041	935	13.3%

※表の社団法人・財団法人及び会社法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

※平成24年度末直近の決算による（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。

## 第三セクター等に対する地方公共団体の損失補償・債務保証の状況

(単位:百万円)

区分	全 体 法 人 数	地方公共団体以外からの借入金		損失補償債務		債務保証		損失補償債務残高 + 債務保証残高
		法人数 (a)	残高	法人数 (b)	構成比① (b/a)	残高	法人数 (c)	
第三セクター	(H25調査)	5,705	3,224,461	333	24.9%	1,251,572		1,251,572
	(H24調査)	5,916	3,634,435	377	26.5%	1,424,770		1,424,770
社団法人・財団法人	(H25調査)	3,227	1,217,542	188	45.5%	967,255		967,255
	(H24調査)	3,387	1,399,473	218	46.9%	1,127,689		1,127,689
会社法人	(H25調査)	2,478	2,006,920	145	15.7%	284,317		284,317
	(H24調査)	2,529	2,234,961	159	16.6%	297,081		297,081
地方三公社	(H25調査)	978	4,319,430	40	6.9%	343,441	509	3,368,438
	(H24調査)	1,031	4,897,574	53	8.2%	497,550	569	3,790,312
地方住宅供給公社	(H25調査)	47	786,801	11	36.7%	272,753		272,753
	(H24調査)	50	921,297	16	44.4%	372,113		372,113
地方道路公社	(H25調査)	36	1,868,954	1	3.0%	10,106	32	1,860,429
	(H24調査)	38	1,971,192	1	2.9%	10,953	34	1,968,965
土地開発公社	(H25調査)	895	1,663,675	28	5.4%	60,582	477	1,508,009
	(H24調査)	943	2,005,085	36	6.3%	114,484	535	1,821,346
第三セクター及び 地方三公社	(H25調査)	6,683	7,543,891	373	19.5%	1,595,013	509	3,368,438
	(H24調査)	6,947	8,532,009	430	20.8%	1,922,320	569	3,790,312
地方独立行政法人	(H25調査)	104	0	0	0.0%	0		0
	(H24調査)	94	0	0	0.0%	0		0
総計	(H25調査)	6,787	7,543,891	373	19.5%	1,595,013	509	3,368,438
	(H24調査)	7,041	8,532,009	430	20.8%	1,922,320	569	3,790,312

※表の社団法人・財団法人及び会社法人は、①地方公共団体の出資比率が25%以上の法人、②地方公共団体の出資比率が25%未満であるが財政的支援（補助金、貸付金、損失補償）を受けている法人の合計。

※平成24年度末直近の決算による（平成25年「第三セクター等の状況に関する調査」（総務省公営企業課）より）。

# 地方公共団体財政健全化法の概要①

## 健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
  - ・フロ―指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
  - ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
  - 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

## 財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
  - ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
  - ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
  - ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

## 財政の再生

- 国等との関与による確実な再生
  - ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
  - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
  - 【同意無】
    - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
  - 【同意有】
    - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
  - ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

### 公営企業の経営の健全化

(健全財政)

(財政悪化)

### 早期健全化基準

実質赤字比率	[都道府県: 3.75% 市町村: 11.25%~15%]
連結実質赤字比率	[都道府県: 8.75% 市町村: 16.25%~20%]
実質公債費比率	25%
将来負担比率	[都道府県・政令市: 400% 市町村: 350%]
資金不足比率 (公営企業ごと)	20%
	経営健全化基準

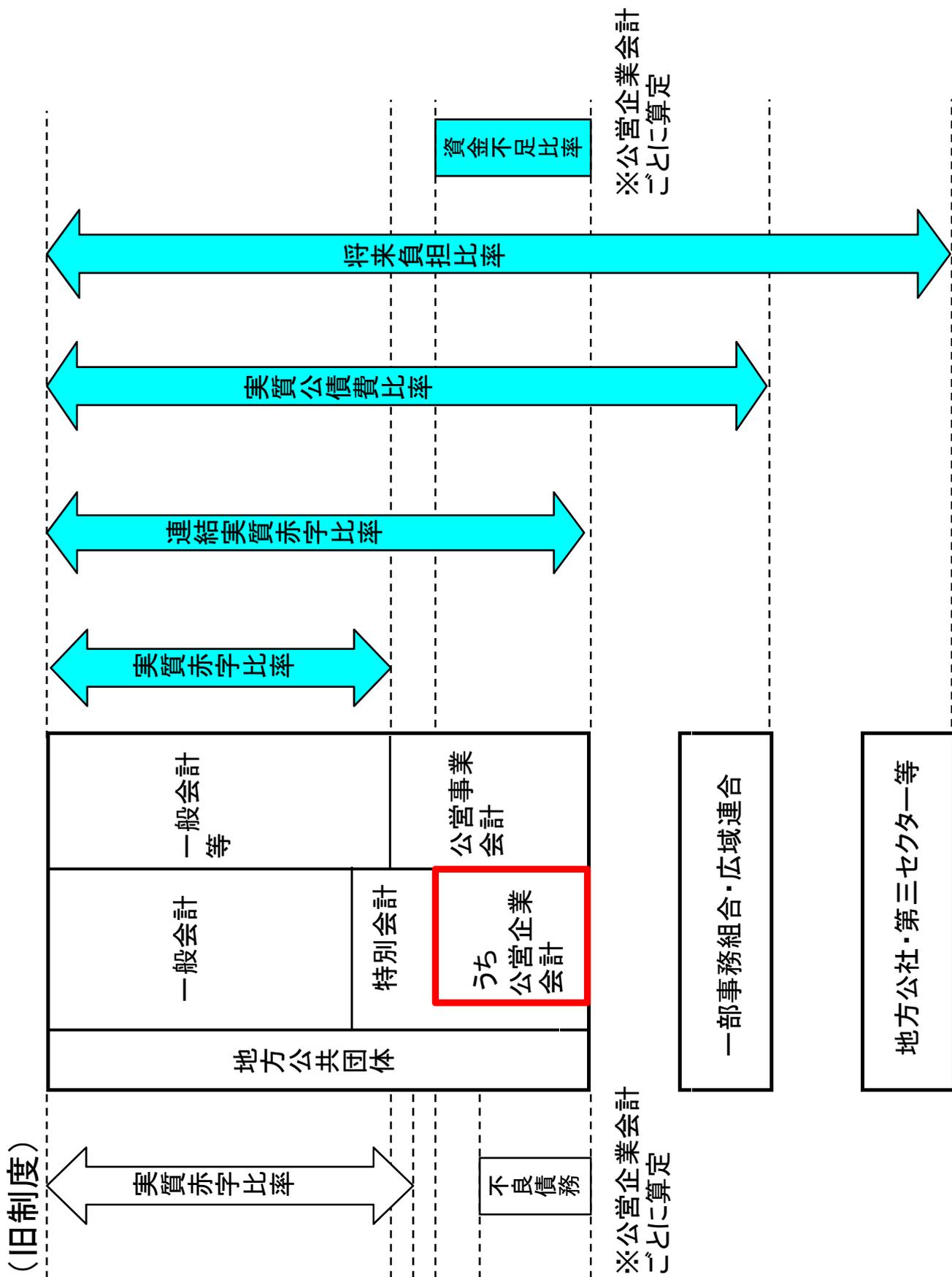
### 財政再生基準

都道府県: 5%
市町村: 20%
都道府県: 15%
市町村: 30%
35%

3年間(平成21年度から平成23年度)の経過的な基準(都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%)を設けている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用

# 地方公共団体財政健全化法の概要②



## 第三セクター等の抜本的改革の経緯

### 趣旨・背景

第三セクター等の経営悪化や、地方公共団体財政健全化法の全面施行（平成21年度以降）により第三セクター等に係る債務等が健全化指標で捕捉されるようになったことを踏まえ、第三セクター、地方公社及び公営企業（第三セクター等）の抜本的改革（事業の意義、採算性等を踏まえた法人・会計の存廃を含む検討と検討結果の実行）について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組みむことが求められた。

○ 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）等により、平成21年度から25年度までの間に、「第三セクター等改革推進債」も活用した第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

### 第三セクター・地方公社の抜本改革

平成21年度から25年度までの間に、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを要請。（「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」平成21年6月総務省自治財政局長通知）

<主な要請内容>

- 現在第三セクター等が行う事業の意義（公益性）、採算性、事業手法等の検討
- 情報開示の徹底による責任の明確化等
- 存続する第三セクター等の指導監督等（公的支援の限定（特に損失補償は行うべきではない）、資金調達はプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべき等）

### 公営企業の抜本改革

第三セクター・地方公社と同様、平成21年度から25年度までの間に、第三セクター等改革推進債の活用も念頭において、抜本的改革の推進を集中的に行うことを要請。（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成21年7月総務省自治財政局公営企業課長等通知）

○ 平成21年3月、「経済財政改革の基本方針2008」等を踏まえ、第三セクター等の整理又は再生を円滑に実施することができるよう、地方財政法の一部改正により「第三セクター等改革推進債」を創設（平成21年度から25年度までの間の特例措置）。

## 第三セクター等の抜本的改革の成果と課題

- 平成21年度から進めている第三セクター等の抜本的改革は、全国的に見れば、地方公共団体による財政支援の大幅な減少、赤字法人や債務超過法人の整理等、相当の成果が挙がっている。
- 第三セクター等改革推進債は、現時点で1兆円近い許可額が見込まれる等、有効に活用されている。
- 採算性を失っている等の状況にある第三セクター等も一部には存在している。

### 第三セクター等の抜本的改革の進捗状況

(単位:億円、法人)

	平成20年度	平成24年度	増減率
地方公共団体の損失補償・債務保証額	74,784.0	49,634.5	-33.6%
借入額	168,412.5	120,964.2	-28.2%
地方公共団体からの借入額	46,362.2	45,525.3	-1.8%
地方公共団体以外からの借入額	122,050.4	75,438.9	-38.2%
地方公共団体からの補助金等交付額	4,378.8	3,002.3	-31.4%
法人数(総数)	8,685	7,952	-8.4%
経常赤字法人数	2,783	2,711	-2.6%
債務超過法人数	409	314	-23.2%

※各年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。

※地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人、財団法人及び会社法人と地方三公社の状況である(特別法に基づき設立された法人等を除く。)

※「経常赤字法人数」「債務超過法人数」は地方公共団体の出資比率が25%未満の法人及び財政援助を行っていない法人を除く。

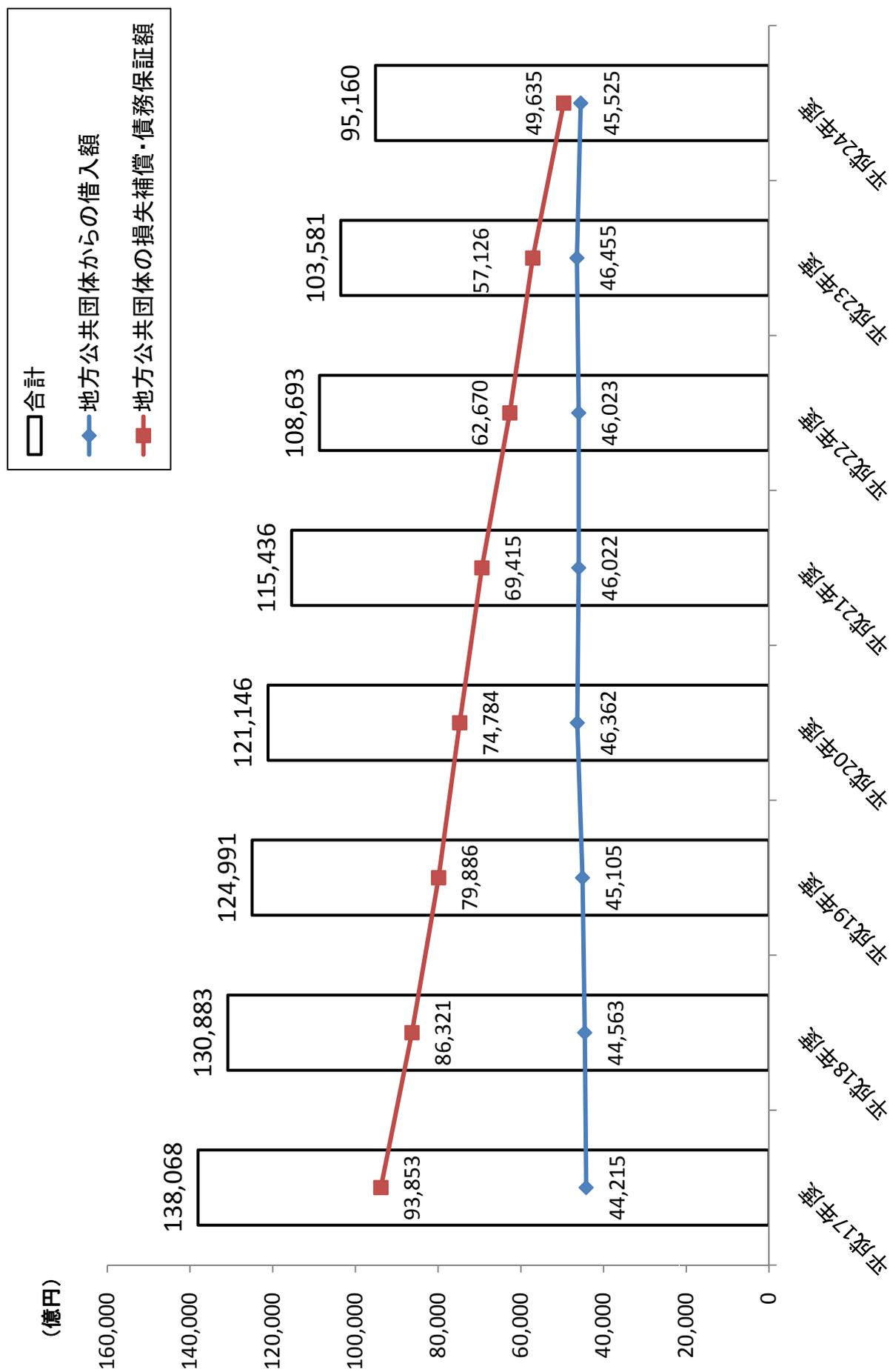
※「法人数(総数)」は各年度末時点の数であり、それ以外は各年度末直近の財務諸表による。

### 第三セクター等改革推進債の許可額(平成21年度～25年度の累計(平成25年度第二次分は同意等予定額))

196件・9,541億円

(第三セクター 31件・1,430億円、地方公社 131件・7,085億円、公営企業 34件・1,025億円)

## 第三セクター等に対する地方公共団体の損失補償・債務保証等の推移



## 地方公共団体の抜本的改革取組状況①

### 地方公共団体が財政的支援を行っている1,928法人

(平成25年5月末日現在・「第三セクター等の抜本的改革に係る取組状況調査」より)

現状	計	財政的リスク等を 含めて議会等に 説明済み	現状を議会等に 説明済み(財政的 リスクは説明せず)	議会等に対して特段 の説明を行わず	(参考) H24.7.31現在
①抜本的改革実施(実施予定)	272 14.1%	114	134	24	280 13.5%
②存続方針(財政的リスク対応可 能)	885 45.9%	165	604	116	707 34.1%
③存続方針(財政的リスク対応困 難・財政的リスク不明)	55 2.9%	2	48	5	68 3.3%
④方針未定(検討中・未着手等)	716 37.1%	26	471	219	1,016 49.1%
計	1,928 100.0%	307 15.9%	1,257 65.2%	364 18.9%	2,071 100.0%

※「財政的支援を行っている法人」とは、地方公共団体が貸付(長期・短期)、損失補償・債務保証を行っている第三セクター等及びすべての地方三公社である。

※ 複数の地方公共団体が財政的支援を行っている法人については、重複して計上している。

## 地方公共団体の抜本的改革取組状況②

### ○方針が未定(検討中・未着手)である716法人の内訳(財政的リスク対応可能性)

	計	財政的リスク 対応可能	財政的リスク 対応困難	財政的リスク 検証中	財政的リスク 未検証
方針未定(検討中・未着手)	716	262	19	140	295
検討中	224	78	11	105	30
検討中(H25.9までに結論)	41	17	5	19	0
検討中(H25.10～H26.3に結論)	56	21	2	25	8
検討中(H26.4以降に結論又は時期未定)	127	40	4	61	22
未着手	492	184	8	35	265
抜本的改革の必要性認識	71	10	5	11	45
近々に着手予定	15	6	0	3	6
地方公共団体の事情で未着手	46	2	5	8	31
その他	10	2	0	0	8
抜本的改革の必要性認識せず	387	174	3	23	187
業務の公共性が高いため未着手	57	26	1	4	26
財政的リスクが小さいため未着手	168	98	0	4	66
当面は現状を維持できるため未着手	136	40	1	10	85
その他	26	10	1	5	10
抜本的改革の必要性分ならず	34	0	0	1	33

# 地方交付税法等の一部を改正する法律案の概要 (平成26年度当初予算関連法案)

## I 一般財源総額の確保と地方交付税の算定内容の改正等(通常収支分)

- (1) 地方交付税等の一般財源総額について、社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準を相当程度上回る額を確保。その上で臨時財政対策債を抑制

区分	平成26年度	平成25年度	増減額
一般財源(地方税+地方交付税等)	60兆3,577億円	59兆7,526億円	+6,051億円
うち地方交付税	16兆8,855億円	17兆624億円	▲1,769億円
臨時財政対策債	5兆5,952億円	6兆2,132億円	▲6,180億円

- (2) 新たに創設される地方法人税の全額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資化
- (3) 地域経済活性化に取り組むための経費を算定するため、当分の間の措置として「地域の元気創造事業費」(3,500億円)を創設
- (4) その他の算定内容等の改正
- ・ 社会保障の充実分の反映等、平成26年度の普通交付税の算定の基礎となる単位費用の額を改正
  - ・ 地方消費税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に100%算入
  - ・ 特別交付税について、災害対応に万全を期すために引下げを2年間延期し、集中復興期間である平成27年度まで現在の割合(地方交付税総額の6%)を継続

## II 震災復興特別交付税の確保(東日本大震災分)

復旧・復興事業の地方負担分、地方税の減収分等を全額措置するため、震災復興特別交付税を5,723億円確保

## III 地方債の特例の創設等

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づく除却について、地方債の特例措置を創設
- (2) 第三セクター等改革推進債について、抜本的改革に着手している地方公共団体を対象に、平成28年度まで起債を可能とする経過措置を講ずる

**施行期日**      **平成26年4月1日** (地方法人税関連については平成26年10月1日)

第三セクター等改革推進債の経過措置に係る法令改正（いずれも平成26年4月1日から施行する。）（下線部が改正部分）

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）

（平成26年3月20日改正法律案成立（地方交付税法等の一部を改正する法律案））

（公営企業の廃止等に係る地方債の特例）

第三十三条の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。

以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年まで（総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる行為を行うことその他の総務省令で定める事項を定めた計画を平成二十六年五月三十一日までに総務大臣に提出して、その承認を受けた地方公共団体にあつては、平成二十一年度から平成二十八年度まで）の間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

（略）

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）

（平成26年3月31日公布（都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令））

（法第三十三条の五の七第一項の計画に定める事項）

第二条の三 法第三十三条の五の七第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為を行うこと
- 二 法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為の対象となる公営企業、公社（法第三十三条の五の七第一項第三号に規定する公社をいう。附則第二条の八において同じ。）又は法人（法第三十三条の五の七第一項第四号に規定する法人をいう。）の名称
- 三 法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為に係る検討の経緯及びその内容
- 四 法第三十三条の五の七第一項の規定による地方債を起す年度
- 五 法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為が完了する年度

(法第三十三条の五の七第一項の計画の承認)

第二条の四 総務大臣は、法第三十三条の五の七第一項の規定による計画の提出があった日から二月以内に、提出者に対して当該計画を承認するかどうかを通知しなければならない。

(都道府県知事への通知)

第二条の五 総務大臣は、法第三十三条の五の七第一項の規定による承認を行ったときは、関係する都道府県知事に承認した内容を通知しなければならない。

(略)